

大阪における保護司等の状況について

- 大阪の保護司数（平成23年10月1日現在、担当地区ごとに定員あり）
3、174人（男性2、439人、女性735人）
※ 定員数3、452で、充足率は91.95%
- 身分
保護司は、保護司法に基づき、法務大臣が委嘱した更生保護のボランティア（活動に対する報酬はない。）で、非常勤の国家公務員である。
- 委嘱までの流れ
保護司は、地域の保護司等からの推薦により、保護司選考会に諮られ委嘱を受ける。保護観察所が主導で推薦等を行っているのではなく、保護司等が、更生保護への理解、意欲などを勘案し、信頼のおける人材を発掘して、推薦するシステム。よって、当初から専門的な知識を条件としているのではなく、研修や実際のケースを扱いながら知識を深めていく。
- 保護司の状況
平均年齢は62.9歳で、生計を立てる職業（個人事業者、住職など）を持ちながら、活動を実施している保護司が大多数を占める。
- 活動内容
担当地区で差異はあるが、平均すると保護司一人につき2～3名程度の保護観察対象者を担当し、一人につき、1か月2回の面接が義務付けられている。さらに、随時の相談などにも対応している。面接結果は、保護観察所に報告する義務がある。保護観察所では、報告書を基に、保護観察対象者の処遇などを判断する。その他、スキルアップなどのための研修が年4回、他にテーマ別研修がある。
- 更生保護施設
刑務所等から出所しても適当な住居がないなど、宿泊場所や食事を提供し社会復帰を助ける施設。満期出所者も対象となるが、自らの入所希望に基づき、保護観察所が調査等を行い、施設へ委託する。（6か月間の期限あり。）
※ 府内で4か所：和衷会（大阪市北区）、愛正会（大阪市淀川区）、宝珠園（堺市）
泉州寮（泉佐野市）少年のみ
- 関連ボランティア
 - ・ 更生保護女性会（大阪で約1万人）
その地域の实情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいる。
 - ・ BBS会（大阪で約300人）
犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。児童福祉施設における家庭教師派遣活動や児童館における子供とのふれあい行事等を実施。

【参考】法務省ホームページ、リーフレット